



幼稚園・保育所・認定こども園など

Point!

3 利用手続きの流れを確認しましょう

利用するための手続きは1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

1号認定 幼稚園・認定こども園を希望の場合

- 1 希望する施設に直接利用希望申し込みをします。
- 2 施設から入園の内定が通知されます。
※定員超過の場合は選考
- 3 施設に認定申請書を提出します。
- 4 市から認定証が交付されます。
- 5 施設で入園手続きを行ってください。
(施設で重要事項の説明を受けてください)
- 6 **利用開始**
(利用者と施設の契約締結)

※新制度へ移行していない幼稚園は、③④は不要です。
 (新制度に移行している幼稚園は、令和3年4月現在で、市立高島幼稚園・みやま幼稚園・小ヶ倉幼稚園・日見幼稚園・滑石中央幼稚園・あやめ東幼稚園・くるみ西幼稚園・くるみ北幼稚園・諏訪幼稚園・レデンプトール幼稚園・聖マリア幼稚園・皓台寺幼稚園です)

※申込みの受付期間等は、年度によって異なりますので、1号認定は各施設へ、2・3号認定は幼児課へお問い合わせください。

2号・3号認定 保育所・認定こども園を希望の場合

- 1 市に「保育の必要性」の認定申請と「保育施設利用申込」をします。
- 2 申請者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえて、市が利用調整します。
- 3 利用施設が決まれば、「認定証」と「利用調整結果通知書」を送付します。
- 4 利用が決定した施設で入園手続きを行ってください。
(施設で重要事項の説明を受けてください)
- 5 **利用開始**
(保育所：市と利用者の契約締結)
(認定こども園：利用者と施設の契約締結)

※施設の利用ができない場合は「待機通知書」を送付します。

Point!

4 保育料（利用者負担）を確認しましょう

子ども・子育て支援新制度における保育料（利用者負担）は、国が定める上限額よりも低い利用者負担額（保育料）を長崎市が設定し、子育て世帯の負担軽減に努めており、世帯の所得状況や認定区分で保育料が異なります。また、ひとり親家庭等については負担を軽減しています（市民税所得割額 77,101円未満）。

幼児教育・保育の無償化により、1号認定と2号認定の保育料は0円です。

保育料（利用者負担）

(令和3年4月現在)

階層		区分	3号認定(注)		1号・2号認定
1号	2・3号		標準時間	短時間	
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も免除)
B	B	市民税非課税世帯			
C	C	非課税	16,000円	14,400円	
D1	D1	48,600円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2	77,101円未満	24,000円	21,600円	
D3	D3	97,000円未満	37,000円	33,300円	0円 (副食費は実費負担) ※第3子以降は免除
D4	D4	169,000円未満	47,000円	42,300円	
D5	D5	301,000円未満	51,000円	45,900円	
		397,000円以上	58,000円	52,200円	

(注) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の保育料となります。

多子世帯の負担軽減

3号認定保育料

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。また市民税所得割97,000円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども(概ね満18歳までの子ども)から数えて2人目は上記の半額、3人目以降は0円となります。

ひとり親家庭等の負担軽減

3号認定保育料	階層	区分	保育料	
			標準時間	短時間
C	D1の一部	市民税所得割課税額 48,600円未満	7,500円	6,700円
		市民税所得割課税額 77,101円未満	9,000円	8,100円

※2人目以降は0円となります。

減免について

みなし寡婦

ひとり親世帯の父母で(未婚等により)税法上の寡婦(夫)控除を適用できない世帯への軽減措置です。ただし、対象者の課税状況によっては減免とならない場合があります。

その他減免

保護者の収入が著しく減少したこと等(倒産、解雇等)により、保育料の負担が困難と認められる場合は、減免の対象となる場合があります。

副食費(おかず・おやつ代)の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、1号・2号認定の保育料については無償化されましたが、これまで2号認定の保育料に含まれていた副食費(おかず・おやつ代)は、実費(各施設が定める額)を各施設に支払うこととなります。(世帯状況により免除される場合があります。下表をご確認ください)

なお、3号認定の子どもについては、従来通り給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

階層	区分	1号認定		2号認定	
		第1子 第2子	第3子以降	第1子 第2子	第3子以降
A	A	生活保護世帯		免除	
B	B	市民税非課税世帯		免除	
C	C	非課税		免除	
		48,600円未満		免除	
		77,101円未満		免除	
D1	D1	97,000円未満		免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)
D2	D2	169,000円未満		実費負担 (施設ごとに異なります)	実費負担 (施設ごとに異なります)
D3	D3	301,000円未満			
D4	D4	397,000円未満			
D5	D5	397,000円以上			
		免除 (小学校3年生までの範囲で子の数を数える)			

問い合わせ 幼児課・保育係

☎829-1142

妊産婦から

子育てについて

幼稚園・保育所・認定こども園など

小・中学校について

ひとり親家庭への手当など

子育て関連施設マップ

各担当窓口電話番号一覧

長崎市内施設一覧

予防接種について

妊産婦産育で健診協力歯科医一覧